

日本スポーツ振興センター「災害給付制度」について

練馬区教育委員会では、区立小・中学校に在学する児童生徒の学校管理下での負傷、疾病等に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。これは、学校の管理下で発生した災害により、病院で治療を受けた場合に、後日請求によって医療費の給付を受けることができる共済給付契約です。なお、共済掛金については、練馬区で全額(1人あたり年935円 免責特約付き)を負担していますので、保護者の方の負担はありません。

対象の災害により治療を受けた場合には、申請に必要な書類をお渡ししますので、担任や顧問または保健室まで連絡してください。

学校管理下とは？

- 授業中
- 休憩時間中
- 登校中・下校中
- 部活動中
- 校外学習中(臨海学校、修学旅行、スキー教室など) など



支給対象は？

医療保険各法(健康保険、国民健康保険、共済保険など)に基づく療養に要した費用(初診から治癒までにかかった費用)が500点(5,000円)以上のものについて給付されます。

※同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

※給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。

〈給付の対象外になるものについて〉

- 医療費が500点(5,000円)未満の負傷、疾病等
- 健康保険の適用をされない治療
(歯科治療の場合の保険適用外の差し歯(セラミック製)、美容整形など)
- 差額ベッド代、付添看護料
- 松葉杖等のレンタル代金、包帯や医薬品などの患者実費分
- 検査のみの診療や入院で、異常がなく病名がつかない場合
- 交通事故の場合(自動車損害賠償責任保険にかかるため)
- 生活保護世帯の生徒の場合(医療扶助をご利用ください)

子ども医療証の使用について

練馬区の「子ども医療証」を使用した場合には、窓口での負担がないため、給付金(医療費の4割分)のうち自己負担相当額の3割は練馬区子育て支援課(子ども医療証所管課)へ返金し、1割は学校を通じて保護者の方に支給いたします。子ども医療証を使用した場合には、同意書の提出をお願いします。

災害給付申請にあたり、学校から配付する書類について

ご家庭への書類

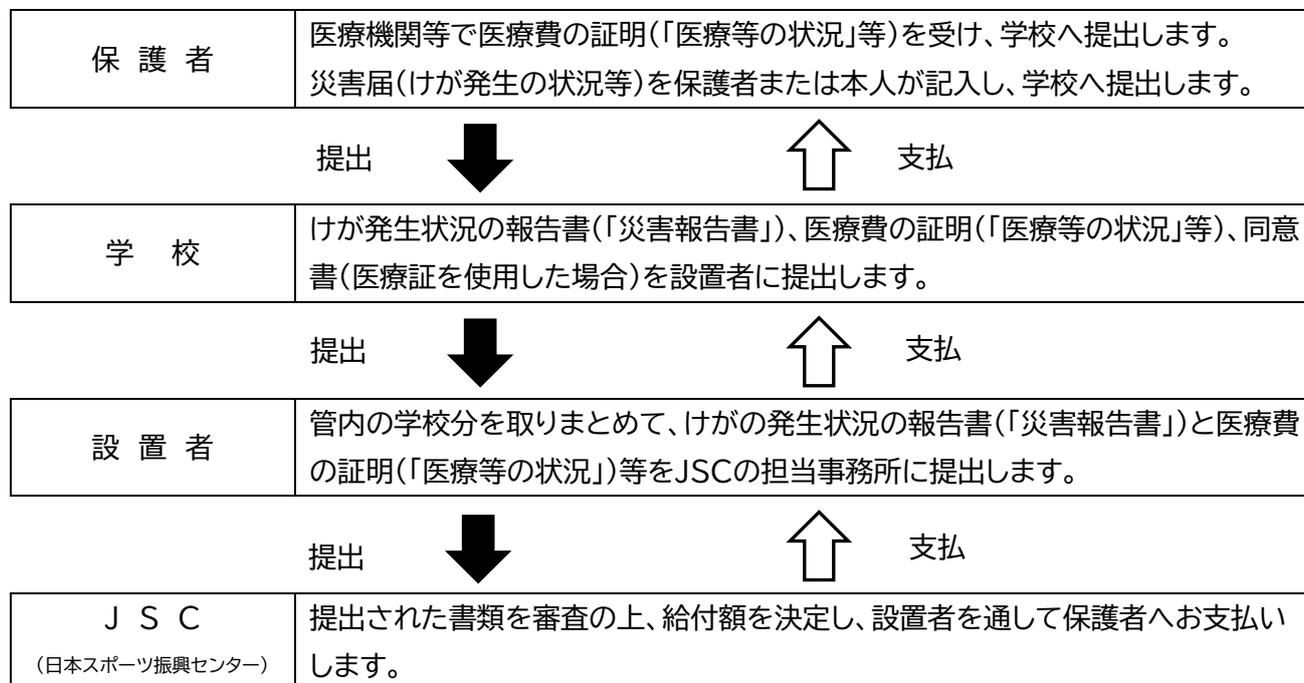
- 災害届・・・本人または保護者がけが発生の状況等の記入をして学校へご提出ください。
- 同意書・・・子ども医療証を使用した場合に学校へご提出ください。

医療機関への書類

- 日本スポーツ振興センター提出文書作成のお願い
 - 医療等の状況・・・病院や接骨院等で作成をお願いしてください。
 - 調剤報酬明細書・・・薬を処方された場合に作成をお願いしてください。
- ※書類は月ごとの記入となっています。書類が不足した場合は保健室までご連絡ください。
 ※けがや疾病等の状況により、その他の書類をご提出いただく場合があります。

書類の提出については、災害発生時の状況や必要事項の確認をするため、
 本人か保護者が直接保健室へ提出するようお願いいたします。

申請から給付金支給までの流れ



※給付金の支給までには、請求してから通常3～4か月程度要します。

※給付金の支給については、原則口座振り込みとなります。振り込み先は、教材費や給食費の振替で指定した保護者名義のゆうちょ口座となります。その際、振り込み手数料が保護者負担となります。